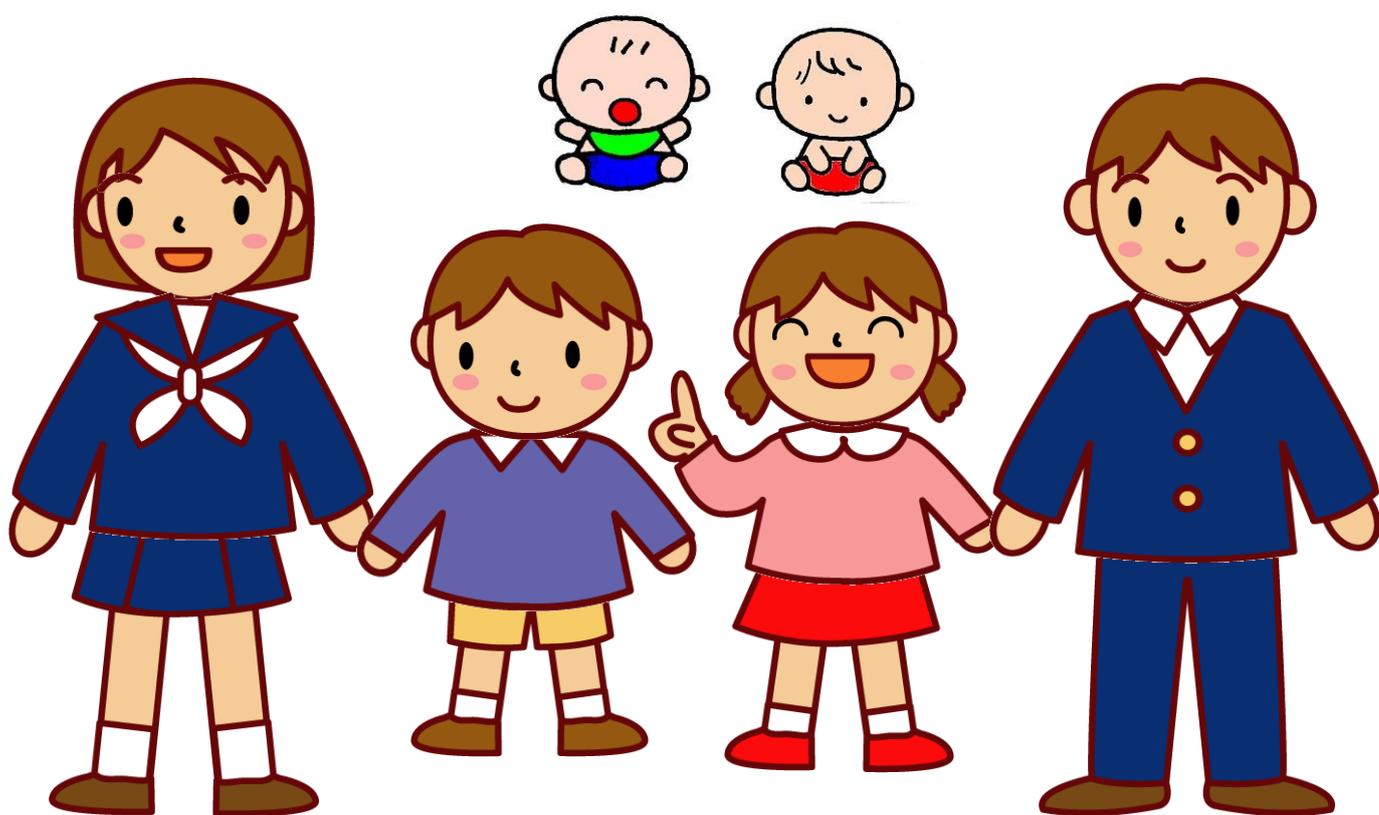


～本と歩み，夢を語る海田の子供～

海田町子供の読書活動推進計画（第四次）



令和7年3月

広島県海田町教育委員会

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	2
第1章 施策の基本方針	・・・・・・・・・・	3
第2章 子供の読書活動の推進の方策	・・・・・・・・・・	4
1 家庭における子供の読書活動の推進への取組	・・・・・・・・・・	4
2 地域における子供の読書活動の推進	・・・・・・・・・・	6
3 小・中学校における子供の読書活動の推進	・・・・・・・・・・	9
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・・・・・・・・	12
資料2 読書に関するアンケート結果（幼児を持つ保護者対象）	・・・・・・・・・・	15
資料3 読書に関する調査結果（小・中学生対象）	・・・・・・・・・・	17

はじめに

読書が子供に与える影響として、言葉を理解する能力や、知識や情報を得られることが挙げられます。また、コミュニケーションや共感する力を身に付けることで、人間形成にも貢献していると言えます。

「読書離れ」「活字離れ」と長らく言われ続けて、今日さらにデジタル化や情報の過多によりますます本や印刷物から需要が失われつつあります。

今の子供たちの状況や、読書のあり方を見つめ、今後の課題や方針を見直す必要があると考えられます。

このたび、「海田町子供の読書活動推進計画」の第四次計画を策定しました。この計画は0歳からおおむね18歳までの子供を対象とした取り組みを定めてあります。

子供の読書活動の推進のために、町教育委員会の役割、図書館の役割、学校の役割を整理し、子供や保護者に対して読書の動機づけや様々な取り組みを実施しながら、改善を重ねていくことが重要です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、子供の主体的な読書活動を目指して、子供をとりまく家庭や地域を巻き込んだ読書へのみちすじを作っていく意識が必要となってきました。

本計画は「本と歩み、夢を語る海田の子供」を念頭に、読書を通じた子供の健やかな成長に資するための根幹となるものです。

海田町教育委員会教育長 森山 真文

第1章 施策の基本方針

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第2条(資料1)の基本理念に基づき、「読書活動」を、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものとして位置づけ、次の基本方針を掲げ、子供の読書活動を推進していきます。

1 家庭・地域・学校等の社会全体での読書活動の推進

第一に子供が「すぐれた本に出会うきっかけをつくる」こと、第二に「本を読むことの習慣化を図る」こと、第三に「本を読む力を育てる」ことにより、子供の発達段階に応じて、家庭・地域・学校など社会全体で読書活動の推進に取り組みます。

2 子供の読書活動推進のための環境の整備・充実

子供の読書の発信基地でもある海田町立図書館や学校図書館が、「魅力的で心地よい居場所」となるよう、蔵書の整備・充実を図ります。

また、図書館職員の資質向上に努め、読書ボランティアや各機関と連携して、子供の読書環境の整備・充実に取り組みます。

3 子供の読書活動に関する啓発・広報

子供に身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、本を介して「子供の気持ちを感じる」喜びが持てるように、また、子供自身が「読書への関心と習慣が継続する」ように、学校・公共施設・読書ボランティアなどと連携して、啓発・広報活動に取り組みます。

第2章 子供の読書活動推進の方策

1 家庭における子供の読書活動の推進への取組

家庭においては、本の読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子供が読書に親しむ環境づくりが必要です。

(1) 目 標

保護者やこれから親になる人が、子供の読書活動の意義や重要性を理解し、子供が読書に親しむためのよりよい環境づくりを目指します。

また、子供が乳幼児期から本に親しむ機会を提供し、読書習慣を身に付け情操豊かな子どもの育成を目指します。

(2) 現 状

町内の保育所・保育園・幼稚園の幼児の保護者を対象に行ったアンケートの結果が、[資料2](#)です。

アンケートの結果、「子供の成長にとって本を読むことは必要だ」と考えている保護者は約94%となっており、「週に1回以上子供に本を読む」と回答した保護者も約70%以上ありました。

また、「主に誰がお子さんに本を読んでいますか？」の質問に対して、父親・兄妹姉妹・祖父母と回答した割合が前回の調査と比べて増加していることから、母親以外の家族も子供に本を読む機会が多くなってきていることがわかりました。

一方、「ブックスタートで受け取った本を、お子さんと一緒に読みましたか？」の質問に対して「読んだ」と回答した割合が前回の調査と比べて減少していることから、ブックスタート事業についての周知がやや行き届いていないことがわかりました。

(3) 方 策

ア 家庭に向けた子供の読書活動推進の情報提供

子供を持つ親や保護者に、読書推進情報を積極的に提供します。

町広報紙やホームページ等を活用し、子供の読書活動における家庭の役割について広く伝えます。

イ 幅広い世代への子供の読書活動推進の情報提供

子供を持つ親や保護者だけでなく、これから親となる若者や祖父母世代など幅広い世代に向け、公民館主催講座などのさまざまな機会や町広報紙やホームページ等を通じて読書推進情報を積極的に提供します。

ウ ブックスタート事業の理解促進

5 か月児対象の育児教室「すくすく赤ちゃん」において、ブックスタートについての説明の後に、保育士による読み聞かせのデモンストレーションを行い、保護者が乳児に対する読み聞かせに戸惑うことがないように、理解促進に努めます。

2 地域における子供の読書活動の推進

図書館では、誰でも自分の読みたい本を自由に直接手に取って読んだり、図書館職員に相談したりできます。また、保護者や子供を支援する立場の人が、子供に読ませたい本を選んだり、情報交換したりすることもできます。図書館は、読書力や情報活用能力を身に付けるきっかけを提供している場でもあり、子供の読書活動を推進する上で、地域にとって重要な役割を果たしています。

(1) 目標

- ア 図書館の資料の整備・充実や図書館職員の資質向上に努めます。
- イ 子供の心を想像力豊かに育てる本を多くの子供たちに届けることを念頭に置き、良好な読書環境を作ります。

(2) 現状

ア アンケート結果からみる図書館の利用状況

町内の保育所・保育園・幼稚園に通う幼児の保護者を対象に行ったアンケート資料 2 によると、子供に読む本の入手方法は、「図書館や公民館で借りる」という人が微減となった一方、購入やプレゼントでもらう人が増加していました。

本町では、織田幹雄スクエア・海田東公民館・海田町ふるさと館・海田町ひまわりプラザの4館を海田町立図書館とオンラインで結び、どの館でも海田町立図書館の本の貸出・返却・予約が可能なシステムとなっています。海田東公民館・海田町ふるさと館・海田町ひまわりプラザの3館には図書室があり、その場で本を選ぶことができます。しかし、ブックスタートで本を受け取った後に「図書館や公民館の図書室を利用している」と答えた人は前回の調査に比べ9.2%減少し37.0%となり、図書館・図書室に足を運ぶ親子が減ったことがわかりました。

イ 子供向け資料の状況

海田町立図書館の蔵書のうち子供向け図書資料は、令和6年3月末日現在 **38,262点**（図書資料全体の **39.2%**）で、その内訳は児童書 **21,984点**・児童参考書 **193点**・絵本 **15,590点**・紙芝居 **495点**です。また、子育て世代の利用者から要望を聞き取るなどして、育児教育関係資料の充実にも力を入れています。

ウ 幼児・児童コーナーの活用

幼児・児童コーナーの床は、カーペット部分を広く取っており、ゆったりとした空間になっています。ハイハイ期の赤ちゃん連れでも安心して利用でき、絵本を通じてコミュニケーションの場としても活用してもらえる空間で

す。一般書のコーナーと離れた場所にあるため、親子でくつろぎながら利用することができますが、保護者に利用方法や公共のマナーを理解してもらうことが重要です。

エ 施設見学や職場体験の受け入れ

小学校児童を対象とした図書館見学や子ども司書体験、中学校生徒による職場体験を通して、図書館や図書の利用についての啓発につなげています。

オ 団体貸出

学校・保育所・子育て支援センターなどの団体は、必要に応じてそれぞれの職員が来館して貸出本を選定しています。読み聞かせボランティアも季節やテーマに応じた本を選び、おはなし会で活用しています。

(3) 方 策

ア 子供の読書活動の推進における図書館の役割認識

海田町立図書館は、子供や子供を持つ親が、読みたい本を自由に選んだり読んだり調べたりできるように、職員がいつでも気軽に相談に応えられるような体制づくりに努めます。

また、乳幼児を対象に、読み聞かせボランティアによるおはなし会を定期的に開催し、子供が絵本の世界に深く親しむためのきっかけを提供します。

イ 職員の養成・研修

図書館職員は、図書館職員を対象とした研修に参加し、特に、絵本・児童書については、職員各自が日々、知識を深めるための研鑽を積み、資質向上に努め、利用者サービスにつなげていきます。

また、オンラインで結ばれている町内の公共施設職員とも連携を密にし、共通の課題解決に取り組み、必要な知識を共有します。そして図書の整理等が十分できるようにし、よりよい読書の環境づくりに努めます。

ウ 読み聞かせボランティアの育成・支援

子供の読書推進活動の大きな力となっている読み聞かせボランティアの輪を広げるため、町広報紙、ホームページ等で募集をし、ボランティア養成講座を行い、人材の育成を図ります。

また、図書館職員は、読み聞かせボランティアが感じている課題を共有し、相互に情報交換しながら、図書館における子供の読書推進に活かすよう努めます。

エ 図書資料の整備・充実

幼児・児童図書及び中学・高校生（ヤングアダルト）のそれぞれの年齢層

にふさわしい、すぐれた図書資料を整備し、充実に努めます。

オ 小中学校との連携

小中学校と連携し、必要な資料や情報の収集・提供に努めます。また、希望する小学校に読み聞かせボランティアを派遣し、読み聞かせを行います。

カ 幼児・児童コーナーの充実

海田町立図書館の幼児・児童コーナーが、親子やグループで読書や読み聞かせなどを行うことができる、穏やかで居心地の良い空間となるよう努めます。そのために、書架のレイアウトを工夫し、目に付きやすい展示などを行います。また、選書の相談などにも応じられるような雰囲気を作りながら、無理なく親子でルールを守れる環境作りに努めます。

キ 「すくすく赤ちゃん」における図書館・図書室の利用案内

5か月児対象の育児教室「すくすく赤ちゃん」において、図書館職員がブックスタートについて説明する際に、図書館と各施設の図書室について周知を図っていくことで、より多くの利用につなげていきます。

3 小・中学校における子供の読書活動の推進

(1) 基本の考え方

学校教育は、子供の言語習得・発達段階に応じ、読書意欲や習慣を形成していく上で非常に重要な役割を担っています。

児童生徒は、読書によって、ものの見方・考え方や感じ方を広げたり深めたりすることができます。児童生徒の健全な教養を育成するとともに、児童生徒が日常的に読書に親しみ、生涯にわたって読書を楽しむ素地を養うため、読書活動の推進を教育活動全体の中に位置づける必要があります。

また、学校図書館には、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての役割を果たし、計画的な図書整備や魅力ある環境づくりが求められています。

【近年の法律の流れ】(参考)

- ① 学校教育法第21条第5号(平成19年6月に改正されたあらたな規定)
「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」
- ② 学習指導要領(平成29年改訂)
言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること。

(2) 目標

国語科を中心とした教育活動の中で計画的に読書活動を取り入れ、児童・生徒の個性や生きる力・自主性・創造力などを養い、豊かな人間性を育む教育を推進します。学校図書館の整備・充実に努め、児童・生徒の学習や読書活動を支援します。また、読むことを習慣化させるため家庭や海田町立図書館と連携し、児童・生徒の読書生活の習慣化を目指します。

(3) 読書習慣の現状

海田町の児童・生徒の読書習慣は、[資料3](#)で示すとおり1か月に読む本の冊数と1週間に家庭で読書をする時間について、小学生・中学生では「読まない」の割合が増えており、読書習慣の定着の難しさが伺えます。

(4) 学校図書館の取組と現状

ア 学校司書の配置と役割

海田町では学校図書館教育の充実を目指し、すべての小中学校に専属の学校

司書を配置しています。

(ア) 児童・生徒と本を結びつける役割

学校司書は、図書を選定・購入・装備や読書活動の推進・調べ学習支援・図書だよりの発行など、児童生徒と本を結びつける役割を果たしています。

司書教諭と連携して年間指導計画に基づいた図書館教育を円滑に行い、読書に対する意欲を高め、工夫を凝らして様々な活動を行っています。

(イ) 学校図書館の司書の養成・研修

学校司書は、学校教育課の指導のもと研修に参加し、学校司書の資質向上に努めています。小中学校司書部会においても、テーマを決めて研修や協議を重ねています。ただ、限られた勤務時間に幅広く研修に参加ができない現状があります。

イ 読み聞かせ

小学校では、学校司書が図書の時間に、読み聞かせボランティアが朝の読書の時間や大休憩の時間等に読み聞かせを行っています。また、海田町立図書館と連携して、学期ごとに読み聞かせボランティアによる学校訪問おはなし会を授業時間に行っています。

小学校では、図書委員や子ども司書が朝や昼時間に読み聞かせを行っています。

ウ 学級文庫の設置と団体貸出の利用

児童・生徒がいつでも読書ができるように、学級文庫を設置しています。図書の不足を補うために、必要に応じて海田町立図書館の団体貸し出しをクラスごとに登録して利用しています。

エ 「学校図書館図書標準」(※注1)の蔵書冊数整備率

(現有蔵書数：令和5年度海田町学校司書部会活動報告より)

学校名	現有蔵書数	標準蔵書数	差引数
海田小学校	10,763	9,160	1,603
海田東小学校	12,897	10,560	2,337
海田西小学校	8,757	6,520	2,237
海田南小学校	16,006	11,160	4,846
海田中学校	16,458	13,120	3,338
海田西中学校	11,237	9,040	2,917

海田町における小中学校の蔵書冊数整備率は、学校ごとにばらつきがあるのが現状です。

オ 学校図書館の一人当たりの貸出冊数及び購入額(令和5年度決算)

貸出冊数は、小学校では年間平均69冊、中学校では年間平均8冊です。

図書購入予算額は、小学校では平均年間932円、中学校では年間平均1,534円です。

カ 一斉読書

読書タイムなどを設け、一斉読書を推進することによって児童生徒の読書時間を保障し、主体的な読書活動へのきっかけを作っています。

キ 読書の幅を広げる工夫

図書紹介カード(ポップ)の作成やビブリオバトル(※注2)など、幅広く読書をする態度を養っています。

ク 読書に適した環境作り

学校図書館のレイアウトや壁面装飾の工夫、出入り口の改修工事(海田中学校)等を行い、読書に適した環境づくりに努めています。また、日本十進分類法による図書の整理、広島県立図書館電子図書館サービスの導入、ポスターやパネルを掲示するなど、読みたい図書を見つけやすいよう工夫をし、排架をしています。

※注1 「学校図書館図書標準」…公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの。

※注2 「ビブリオバトル」…書評合戦。一人5分程度本の紹介をし、その発表に関し2~3分意見交換をする。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつ。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子どもの読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子どもの読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県または市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

読書に関するアンケート（幼児を持つ保護者対象）

（令和6年12月実施 海田町内保育所・保育園・幼稚園・認定こども園幼児保護者からの回答）

	令和6年12月 実施結果↓	令和元年12月 実施結果↓	(単位 %)
家庭でお子さんに本を読んでいますか？			
毎日	17.7	15.9	
週に3~4回	19.6	20.7	
週に1~2回	34.1	41.1	
月に1~2回	22.6	20.1	
読んでいない	5.7	1.9	
未回答	0.3	0.3	
主に誰がお子さんに本を読んでいますか？（複数回答可）			
父親	47.2	40.8	
母親	92.0	95.1	
祖父母	9.4	9.1	
兄弟姉妹	22.2	17.6	
その他	1.1	1.6	
お子さんに読む本の入手方法は？（複数回答可）			
購入する	83.1	77.0	
図書館や公民館で借りる	44.0	45.6	
プレゼント	49.0	46.4	
古い本をもらう	20.0	19.6	
その他	14.4	18.6	
ブックスタートで受け取った本を、お子さんと一緒に読みましたか？			
読んだ	64.6	71.4	
読まなかった	4.1	3.4	
無回答	31.3	25.2	
ブックスタートで本を受け取った後、図書館や公民館の図書室などを利用していますか？			
利用している（複数回答可）	37.0	46.2	
利用していない	35.1	34.6	
無回答	30.0	25.6	

お子さんの成長にとって本を読むことは必要だと思いますか？			
必要だ	93.8	—	
どちらでもない	6.0	—	
必要でない	0.0	—	
未回答	0.2	—	

読書に関する調査結果（小中学生対象）

（令和6年度「基礎・基本」定着状況調査 児童生徒質問紙調査より）

1カ月に読む本の冊数		（単位：％）				
		読まない	3冊未満	3～6冊	6～11冊	11冊以上
小学校	広島県	13.5	39.7	18.7	11.0	17.1
5年生	海田町	17.7	37.5	22.0	9.1	13.8
中学校	広島県	19.7	58.8	12.3	4.0	5.1
2年生	海田町	28.4	55.5	8.5	1.9	5.7

1週間に家庭で読書をする時間		（単位：％）					
		読まない	1時間未満	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4時間以上
小学校	広島県	28.1	41.3	17.9	5.6	2.4	4.7
5年生	海田町	33.6	40.5	17.7	3.0	2.6	2.6
中学校	広島県	45.4	32.2	13.5	4.6	1.8	2.5
2年生	海田町	44.5	34.6	11.8	4.7	2.4	1.9